

子供の医療費 高校卒業までの医療費完全無料化へあと一步（2023年8月）

	自治体名	対象年齢	所得制限	自己負担	実施時期	実施 市町村数
	県基準	中学生終了の 年度末まで	父または母460万円 以内	0歳、非課税世帯以外は 1千円上限で自己負担	2016年10月	
1	鹿角市	18歳年度末	なし	なし	2016年8月	4
2	小坂町	18歳年度末	なし	なし	2016年8月	
3	三種町	18歳年度末	なし	なし	2016年8月	
4	八峰町	18歳年度末	なし	なし	2016年8月	
5	藤里町	18歳年度末	なし	なし	2017年4月	1
6	北秋田市	18歳年度末	なし	なし	2018年8月	2
7	にかほ市	18歳年度末	なし	なし	2018年8月	
8	井川町	18歳年度末	なし	なし	2019年4月	4
9	上小阿仁村	18歳年度末	なし	なし	2019年8月	
10	八郎潟町	18歳年度末	なし	なし	2019年8月	
11	東成瀬村	18歳年度末	なし	なし	2019年8月	
12	五城目町	18歳年度末	なし	なし	2020年4月	2
13	大仙市	18歳年度末	なし	なし	2020年8月	
14	美郷町	18歳年度末	なし	なし	2021年8月	2
15	由利本荘市	18歳年度末	なし	なし	2021年10月	
16	男鹿市	18歳年度末	なし	なし	2022年8月	7
17	潟上市	18歳年度末	なし	なし	2022年8月	
18	仙北市	18歳年度末	なし	なし	2022年8月	
19	大潟村	18歳年度末	なし	なし	2022年8月	
20	羽後町	18歳年度末	なし	なし	2022年8月	
21	湯沢市	18歳年度末	なし	なし	2022年10月	
22	能代市	18歳年度末	なし	なし	2023年8月	2
23	横手市	18歳年度末	なし	なし	2023年8月	
24	秋田市	18歳年度末	父または母460万円 以内	0歳、非課税世帯以外は 1千円上限で自己負担	2023年8月	2
25	大館市	18歳年度末	父または母460万円 以内	0歳、非課税世帯以外は 1千円上限で自己負担	2023年8月	

2023年12月市町村議会陳情

2023年 月 日

三種町議会
議長 加藤 彦次郎 殿

秋田県社会保険推進協議会 会長 佐藤 幸美
〒010-0001 秋田市中通6丁目1番56-5号
TEL 018-835-6354 Fax 018-832-0203



秋田県に対して「子供の医療費助成を15歳の年度末から18歳の年度末まで引き上げ」を求める意見書提出の陳情書

【陳情趣旨】

少子高齢化に取り組む自治体の重要な施策として、子育て家庭を財政面から支援する子供の医療費助成が全国で大きく広がっています。2018年の厚生労働省の調査では15歳の年度末まで助成は2009年345自治体でしたが、2018年には1037自治体へと3倍に広がりました。また18歳の年度末までは2009年2自治体から2018年には541自治体へと拡大しています。最近では岩手県、群馬県、さらに東京都杉並区や練馬区などでも通院、入院とも18歳の年度末まで子供の医療費を無料にするなど、無料化自治体はさらに増えてきています。

秋田県は2016年に全国に先駆けて15歳の年度末までの医療費助成をきめました。先行して15歳の年度末までの医療費無料化を実施していた自治体は、新たに18歳の年度末まで医療費無料化を拡大。そして、2023年8月には26すべての市町村で18歳年度末までの子供の医療費無料化を実施しました。自己負担や所得制限があるのは2市のみでそれ以外は完全無料化となりました。

全国知事会や市長会、町村会なども地方自治体ごとにばらばらの制度になっているのは相応しくないとして、国が責任をもって子供の医療費無料化を実施すべきとの提言も行っています。

しかしながら、まだ、国の制度が直ちに実現する状況となっておりません。秋田県は全国に先駆けて助成を拡大してきましたが、全県のすべての市町村で18歳年度末までの無料化を実施となったことをふまえて改めて秋田県としての助成の拡大を要望するものです。

以上の趣旨から、下記事項につき、地方自治法第99条にもとづき県に対する意見書を提出いたし、たくよう陳情いたします。

【陳情項目】

1. 秋田県として「子供の医療費助成を15歳の年度末から18歳の年度末まで引き上げること」。

以上

小坂町 意見書



陳情第17号 秋田県に対して「子どもの医療費助成を中学卒業から高校卒業まで引き上げること」を求める意見書提出の陳情書の報告書

1. 陳情の要旨

秋田県の子どもの医療費助成を、中学卒業から高校卒業まで引き上げることがを求める意見書を秋田県に提出していただきたいというものであります。

2. 陳情採択の理由

少子化対策として実施している医療費無料化は、県で統一して助成すべきであります。

よって、本陳情の願意は妥当なものと認め、当委員会は全会一致で採択すべきものと決した次第であります。

少数意見の留保はありませんでした。

上記のとおり、小坂町議会会議規則第71条の規定により報告書を提出します。

令和5年12月7日

小坂町議会議長 目 時 重 雄 殿

総務福祉常任委員長 椿 谷 竹 治

子ども医療費助成拡充

来年度県、所得制限を撤廃

県は来年度中に、現在は15歳までとしている医療費助成の対象を18歳まで引き上げ、親の所得制限を撤廃する。子育て世帯の経済的負担を軽減するため。秋田市と大館市は現在、所得制限を設けているが、これにより18歳以下の全ての子どもが一律で助成を受けられるようになる。県によると、全県一律で同様に子どもの医療費を助成しているのは、今春時点で鳥取県と静岡県のみ。

対象は18歳に引き上げ

県は現在、15歳までを助成することを条件とする所得制限を最大千円の自己負担分を除いた半額。残りの半額は市町村が助成している。0歳児と住民税所得割非課税世帯は全額助成。

県の子どもの医療費助成拡充案
(0歳児と住民税所得割非課税世帯は医療費全額無料)

	現行	拡充案
対象年齢	15歳まで	18歳まで
所得制限	一方の親の所得が460万円(扶養家族により異なる)以下が対象	なし
自己負担	1医療機関当たり月額最大千円	1医療機関当たり月額最大千円

※既に全25市町村が独自に上乗せして助成対象を18歳までとしている。うち23市町村は所得制限、自己負担もなし。

これに全25市町村が助成を上乗せし、対象を18歳まで引き上げている。さらに秋田市と大館市を除く23市町村は所得制限を撤廃し、月最大千円の自己負担分もなくして完全無償化としている。

県は来年度中に対象を18歳までに引き上げ、所得制限も

なくす。これにより秋田市と大館市でも所得制限がなくなる。

県は全市町村と医療費助成の拡充について合意しているという。県国保医療室は「制度の拡充により、子育てしやすい環境を整えていきたい」としている。実施時期など詳細については近く公表する。

(高橋まつき)

陳情採択 18 市町村（72％）、不採択 3（12％）、決まったので審議なし 2（8％）、継続審査 1（4％）2023年8月）、次期議会審議 1（4％）でした。

					2024/1/9現在
秋田県に対して「子供の医療費助成を中学から高校卒業まで引き上げ」を求める 意見書提出の陳情書子供の医療費助成陳情結果					
No.	自治体名	採択状況	備考	意見書提出	採択月日
1	秋田市	×			2023年12月21日
2	能代市	●			2023年12月20日
3	横手市	●		○	2023年12月13日
4	大館市	●		○	2023年12月7日
5	男鹿市	×	?		2023年12月19日
6	湯沢市	▲			2023年12月25日
7	鹿角市	○			2023年12月22日
8	由利本荘市	●			2023年12月18日
9	潟上市	●			2023年12月28日
10	大仙市	●			2023年12月19日
11	北秋田市	●			2023年12月21日
12	にかほ市	●		○	2023年12月12日
13	仙北市	★	秋田県令和6年実施表明のため取り扱わないこととした。		
14	小坂町	●		○	2023年12月7日
15	上小阿仁村	●		○	2023年12月7日
16	藤里町	●		○	2023年12月12日
17	三種町	×	12/8の新聞報道で願意実現が見込まれるため		2023年12月15日
18	八峰町				2024/3月議会で審査
19	五城目町	●	秋田県令和6年実施表明のため意見書提出は無し	無	2023年12月15日
20	八郎潟町	●			2023年12月15日
21	井川町	●		○	2023年12月11日
22	大潟村	★	秋田県令和6年実施表明のため取り扱わないこととした。	無	2023年12月8日
23	美郷町	●		○	2023年12月14日
24	羽後町	●		○	2023年12月11日
25	東成瀬村	●			2023年12月26日

半世紀50年の運動を振り返ってみる

● 1974年4月1日（s49）乳幼児（2歳未満）医療費無料化はじまる。（小畑知事）

★1961年はじまっ岩手沢内村乳幼児医療費無料化、その後の岩手、青森ど運動に学び、秋田では1972年10月乳幼児医療費無料化の県条例制定直接請求運動開始し、2月署名数35,691筆を小畑知事に提出し、1974年に乳幼児医療費ついに無料化を勝ち取りました。1975年外来2歳未満 入院3歳未満無料化に拡大させる

● 1979年12月（s54）幼乳幼児、老人に所得制限提案（佐々木知事）

★1980年1月、乳幼児医療費無料化をまもる会結成。小児科医の協力のもと、母親連絡会、退職婦人教職員協議会、新日本婦人の会、民医連、医労協など多くの団体が参加。市町村議会に陳情。69市町村中51議会（73%強）県政史上にない陳情採択。知事は①老人については国の基準に100万円上乗せ。乳幼児については児童手当の国の所得制限より上回る基準とする。

● 1982年老人保健法施行。老人医療費有料化に。（佐々木知事）

国は地方自治体がおこなっている上乗せ福祉を撤廃するよう強く求める。

★1981年11月、秋田市、大館市、横手市、本荘市、二ツ井町、井川町などで所得制限しないとの成果勝ち取る。1981年11月11日千秋会館にて。秋田の医療と福祉をよくする会（秋田県社保協の前進）が結成、4つの要望を掲げ、議会陳情、市町村交渉、講演・学習会、調査活動が多くの団体が協力して日常運動が開始される。国の保険制度改悪が進む中で制度改善はなかなか進まない状況となる。

● 2000年末就学児の医療費無料化（寺田知事）

★2000年、少子化対策をうたって末就学児の医療費無料化に踏み切った寺田知事は、2004年12月、子育て支援の経済政策の見直し発表そのなかで、「乳幼児医療費無料化制度を廃止。2005年6月医療費の半額負担と上限千円を自己負担」にする。さらに2006年少子化対策を理由に「子育てと教育新税」を提案。乳幼児医療費助成制度の維持を求めるネットワーク」（新婦人、県労連など4団体）が提出した「見直しやめて」市町村議会の陳情の採択相次ぐ。署名は1万2千名を集約。新税反対には「子育て・教育を考えるネット」が結成される。県議選候補者66人にアンケート実施回答あった41人中「反対が40人、どちらでもない1人」圧倒的に反対が上回る。2007年県議選。9月県議会で全会一致で「新税に反対」の請願可決される。12/14知事「新税」断念表明。

● 2012年小学校卒業まで医療費無料化（佐竹知事）

● 2016年中学校卒業まで医療費無料化

● 2024年高校卒業まで医療費無料化

★激しい人口減少、貧困と格差、に対して県新婦人はじめ県保険医協会、県労連、県社保協などが地方議員と連携し、市町村当局要請や議会陳情を繰り返し、粘り強く運動し医療費無料化を実現してきた。

乳幼児医療費助成制度 市町村制度の状況・変遷(対象年齢等)
各年4月1日現在(厚生労働省「乳幼児等に係る医療費の援助についての調査」より保団連作成)

Ⅱ 入院 対象年齢 (数字は自治体数 空欄は「0」)

年齢(満年齢)	1998年	1999年	2000年	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	
0歳児	71	17	9																就学前 未満 63 3.62%
1歳児	193	51	48	869	555				5										
2歳児	1,673	1,658	1,152			418	150	114											
3歳児	515	600	502	280	250	191	140	79	23	1									
4歳児	38	75	86	132	65	51	69	55	39	35									
5歳児	348	388	669	740	691	538	509	210	95	71	51	45	8	4					
6歳年度末					10	5	3	42	59	137	51								小卒～ 中卒まで 1,389 79.78%
就学前	364	406	716	1,131	1,541	1,859	2,060	1,717	1,340	1,129	970	721	543	345	258	154	103	63	
6歳児	6	7	12	20	24	24	23	20	14	28	22	21	7	4	3				
7歳年度末					2	3	7	7	13	15	9	9	3	1	1	2	1	1	
7歳児				1					1	3	1	1							
8歳年度末					1	2	2	4	3	2	2	1	4	2					
8歳児				1	1	2	1	1	2	4	3	2	1	1					
9歳年度末			1	4	3	7	16	22	55	96	96	81	49	77	64	40	24	15	
9歳児					1				1	1	2	2	2		1				
10歳未満																1	1		
10歳年度末			2		1	1	2	2	3		3	1	1	2					
11歳年度末										1		2		1					
11歳児						1	1	1	1		1	1							
12歳年度末		3	6	13	23	27	44	49	84	135	208	393	415	364	328	275	243	173	
12歳児					1	1	2	2	2	3	2				1				
13歳年度末													1			1			
14歳年度末														1					
14歳児						1	83				3								
15歳年度末								90	106	169	387	516	696	901	1,004	1,103	1,152	1,200	
中学校卒業		42	48	57	71	78	9												
15歳児								1			1	1	1	1					高校 以上 289 18.60%
16歳年度末																	1	2	
17歳年度末																	1		
17歳児										1	2	1	1	1					
18歳未満																1			
18歳年度末		5	1	1	1	2	2	2	1	1	1	1	17	41	79	164	215	286	
22歳年度末															1	1	1	1	
未実施	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
合計	3,255	3,252	3,252	3,249	3,241	3,209	3,123	2,418	1,847	1,831	1,814	1,800	1,750	1,747	1,742	1,742	1,742	1,741	

* データの扱いについて

① 厚労省資料で「4歳誕生日末」は、本欄では「3歳児」に加えた。「6歳誕生日末」「7歳誕生日末」「12歳誕生日末」も同様に扱った。また、「4歳年度末」は「4歳児」とした。

② 厚労省資料で「就学前+小3～6」は、本欄では「就学前」に加えた。(2004年4月)

③ 2006年4月現在の市区町村数は実際の市町村数とは異なる(沖縄県宮古島市は合併前の旧市町村数で集計)

* 22歳年度末(児童・生徒・学生のみ)まで助成しているのは、北海道南富良野町

* 「就学前」以上を助成する自治体数(%) ※6歳年度末を含む

2000年4月1日現在	786 (全自治体比: 24.2%)	2007年4月1日現在	1,724 (全自治体比: 94.2%)	2015年現在	1,741 (全自治体比: 100%)
2002年4月1日現在	1,680 (全自治体比: 51.8%)	2008年4月1日現在	1,763 (全自治体比: 97.2%)		
2003年4月1日現在	2,011 (全自治体比: 62.7%)	2009年4月1日現在	1,755 (全自治体比: 97.5%)		
2004年4月1日現在	2,255 (全自治体比: 72.2%)	2010年4月1日現在	1,750 (全自治体比: 99.5%)		
2005年4月1日現在	1,960 (全自治体比: 81.1%)	2011年4月1日現在	1,743 (全自治体比: 99.77%)		
2006年4月1日現在	1,685 (全自治体比: 91.2%)	2012年4月1日現在	1,742 (全自治体比: 100.00%)		

1 8 歳年度末（高校卒業まで）の医療費完全無料化

市区町村で 7 割で過半数超

(2023 年)

別紙 1

こども医療費に対する援助の実施状況

(令和 5 年 4 月 1 日現在)

1. 都道府県における実施状況

(単位: 都道府県)

対象年齢	通 院	入 院
実施都道府県数計	47	47
4 歳未満	0	0
5 歳未満	1	0
就学前	21	16
9 歳年度末	4	1
12 歳年度末	4	5
15 歳年度末	10	17
18 歳年度末	6	7
その他 (※)	1	1

所得制限	通 院	入 院
所得制限なし	21	22
所得制限あり	25	24
その他 (※)	1	1

一部自己負担	通 院	入 院
自己負担なし	10	12
自己負担あり	36	34
その他 (※)	1	1

(※) 交付金のため、対象年齢・所得制限・一部自己負担に関する規定なし。
交付金の規模は 12 歳年度末までに相当。

◎都道府県別の詳細は別紙 2 参照

2. 市区町村における実施状況

(単位: 市区町村)

対象年齢	通 院	入 院
実施市区町村数計	1,741	1,741
就学前	17	2
9 歳年度末	2	0
12 歳年度末	31	16
15 歳年度末	482	446
18 歳年度末	1,202	1,266
20 歳年度末	4	4
22 歳年度末	3	3
24 歳年度末	0	4

所得制限	通 院	入 院
所得制限なし	1,589	1,586
所得制限あり	152	155

一部自己負担	通 院	入 院
自己負担なし	1,198	1,285
自己負担あり	543	456

◎市区町村別の詳細は別紙 3 参照

こども家庭庁成育局母子保健課調べ

国保ペナルティも 1 8 歳まで廃止（2 0 2 4 年度）はチャンス

2024 年 2 月 8 日

「健康保険証廃止に伴う高齢者施設への影響調査」報告書（案）

秋田県社会保障推進協議会

会 長 佐藤幸美

介護部会長 渡部幸雄

政府は 2023 年 6 月 2 日の参議院本会議において、2024 年秋に健康保険証を廃止し、マイナンバーカードに一本化する法案を可決、成立させました。資格確認のトラブルや不安が解消されないまま、昨年 12 月 22 日の閣議で、今の健康保険証を 2024 年 12 月 2 日に廃止することを正式に決め実施しようとしています。

認知症などの利用者をかかえる介護施設では健康保険証や介護保険証の廃止は特別な困難をかかえることから、当協議会は県内にある介護施設（特別養護老人施設、老人保健施設、介護医療院、ショートステイ、グループホーム）209 施設に上記アンケート用紙を送付し調査にご協力いただきました。結果 111 施設（回収率 51.3%）から回答が寄せられ、各施設における健康保険証廃止問題への関心の高さを反映するものとなりました。

回答施設の約 9 割が利用者・入所者の健康保険証・被保険者証を管理し、マイナンバーカードの申請（代理）では 7 割以上が「対応できない」という結果でした。さらに 2024 年秋の健康保険証の廃止反対が 7 割以上、2025 年以降介護保険被保険者証廃止反対も 7 割弱となりました。また、自由記載欄には廃止に係る懸念が多数記載され、その深刻さや不安が明らかとなりました。

当協議会では今回のアンケート調査結果を踏まえ、健康保険証と介護保険被保険者証の存続を求める「要望書」を政府や地方自治体に提出し再考もとめることとしました。

調査方法と結果は以下の通りです。

【調査方法&結果】

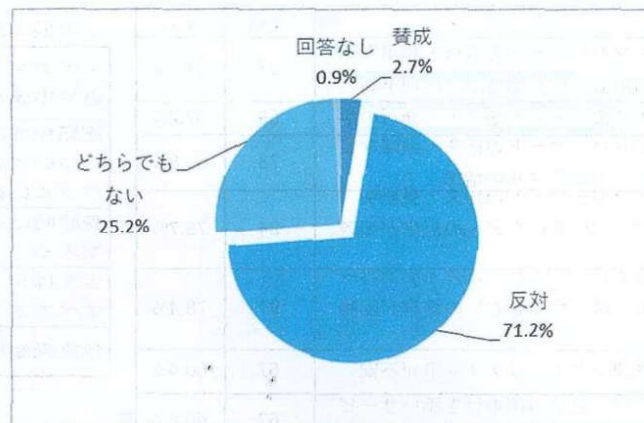
1. 調査用紙 別紙 1 (P11～P12)
2. 調査期間 2023 年 12 月 19 日（火）～2024 年 1 月 19 日（金）
3. 回答件数 111 件（回収率 53.1%）
4. 調査対象 県内の介護施設 209 施設 介護老人福祉施設 117（回答 59 施設）、介護老人保健 55（回答 25 施設）、介護医療院 7（回答 4 施設）、ショートステイ 20（回答 14 施設）、グループホーム 10（回答 5 施設）、施設不明 3 施設。回答は FAX およびメールで返信をいただきました。

3. 現行の健康保険証廃止に 71.2%が「反対」、介護保険被保険者証廃止は 66.7%が「反対」

2024年秋に現行の健康保険証を廃止しマイナ保険証に一本化することには、「反対」が79施設（71.2%）、「どちらでもない」28施設（25.2%）、「賛成」3施設（2.7%）でした。また、2025年以降に介護保険被保険者証の廃止を検討するとの政府方針には、「反対」は74施設（66.7%）、「どちらでもない」32施設（28.8%）、「賛成」は3施設（2.7%）でした。

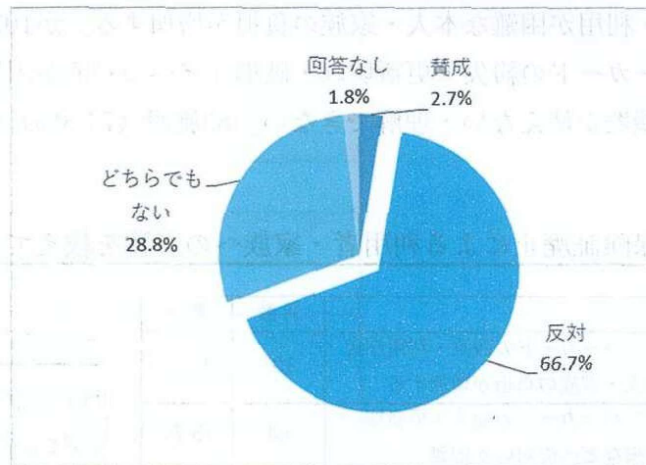
問9. 政府は2024年秋に現行の健康保険証を廃止しマイナ保険証に一本化する方針です。健康保険証の廃止についてどのようにお考えですか。

問9	件数	割合
賛成	3	2.7%
反対	79	71.2%
どちらでもない	28	25.2%
回答なし	1	0.9%
合計	111	100%



問10. 政府は2025年以降に介護保険の被保険者証も廃止を検討する方針を示しています。介護保険被保険者証の廃止についてどのようにお考えですか。

問10	件数	割合
賛成	3	2.7%
反対	74	66.7%
どちらでもない	32	28.8%
回答なし	2	1.8%
合計	111	100%



3. 生活保護

(4) 生活保護（人間らしく生きる裁判を支える会）

(1) 第2回口頭弁論&署名提出、報告集会 12月7日（水）

① 新庁舎3F 312号法廷ではじめての弁論&傍聴 14:00

傍聴席はほぼ満席（参加・県労連8名、県生連43名、佐竹・衛）

② 報告集会 秋田市センタース洋室4 …参加者51名（記者含む）

③ 「公正審理を求める署名」第一次提出 …1956筆（第一弾）12月7日（水）

13:45 提出者…越後屋会長・櫻田原告団長・佐藤

(2) 第3回口頭弁論（結審）&裁判所前行進&署名提出&報告集会（記者会見）

12月26日（火） 集合時間と場所…12時45分まで、秋田県庁1Fホール

① 裁判所前行進 裁判所前道路 12:50⇒13:00 行進で裁判所（原告、傍聴者席）へ

② 「公正審理を求める署名」第二次提出 支える会役員が提出 13:05

仙台高裁秋田支部へ（12/7以降集約310筆）

③ 第3回口頭弁論（結審）13:30 312号法廷

控訴人意見陳述 30～40分間（弁護団3名・原告2名）

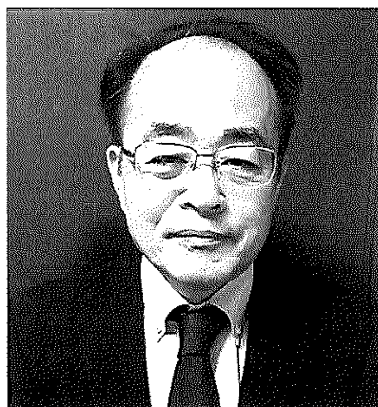
④ 報告集会&記者会見 14:30 秋田市センタース 洋室4

報告集会…14:30開始予定、終了後に記者会見予定

(3) 控訴審判決

2024年3月14日（木） 13時30分 仙台高等裁判所秋田支部

『秋田市障害者加算は過支給なのか?』 実は正当な支給であり返還求める法的な根拠がない!



吉永純（よしながあつし）教授略歴

■花園大学社会福祉学部教授（公的扶助論）、全国公的扶助研究会会長、日本社会保障法学会理事。1979年京都大学法学部卒業、2010年京都府立大学大学院博士後期課程修了、博士（福祉社会学）。1982年京都市役所に入り福祉事務所を中心に、生活保護ケースワーカー（12年半従事）をはじめ生活保護事務、生活保護監査、ホームレス支援などに携わる。

生活保護問題の第一人者

花園大学教授 吉永純さんが緊急来秋

障害者加算削除・返還問題学習講演会

日時…2月13日（火）14時～16時

会場…秋田県社会福祉会館9階第3会議室

※当事者も参加し発言、誘いあわせ多数ご参加ください

会計検査院の指摘は正しいのか？全国で次々、生活保護障害者加算の「支給誤り指摘」続出はなぜ？

何が原因なの？どこが問題？

秋田県庁本庁のほか、県内17福祉事務所の内、秋田市を除く16福祉事務所までが障害者加算支給のあり方で、国に改正を求める意見書提出。地方の福祉行政も指摘する国通知の理不尽さ…。「精神障害者保健福祉手帳を所持している者への障害者加算の適用について、障害年金の納付要件を満たしている者と満たしていない者との間で不公平が生じているため、取り扱いを見直していただきたい」

（令和2年度改正意見）

主
催

秋田生活と健康を守る会

☎018-833-6846 秋田市南通築地1-24

自由法曹団秋田県支部

同じ手帳を持つ精神障害者には等しく加算支給を